

株式会社ジオスの教育訓練を受講されていた方 (教育訓練給付金の利用を考えておられる方) へ

○ 株式会社ジオスが実施していた「教育訓練給付金の対象となる教育訓練」を受講されていた方で、株式会社ジー・エデュケーションが継承するジオスクールで引き続き同じ教育訓練を受講される方の教育訓練給付金の取扱いについては、以下のとおり取扱うことといたしますので、お知らせいたします。

※ 本年4月20日以前に、株式会社ジオスの実施する、教育訓練給付金の対象となる教育訓練(以下「対象訓練」といいます。)を開始し、同社の破産に伴い受講が修了に至っていない受講者の方が対象です。(なお、教育訓練給付の受給に当たっては、同社の対象訓練の受講開始日時点で、雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初めて教育訓練給付を受けようとする方については1年以上)あることが必要です。)

1. 対象となる方

株式会社ジオスの対象訓練を受講されていた方(教育訓練給付の利用を考えておられる方)で、同社の破産に伴い、以下の①～④の状態にある方

- ① 対象訓練を修了しているが、「教育訓練修了証明書」(※)が発行されていない方、または届いていない方
- ② 対象訓練の修了試験のみ受けられなかった方
- ③ 対象訓練の受講が途中となって未修了となった方
(株式会社ジオスの対象訓練の総受講回数の8割以上の出席となっている方)
- ④ 対象訓練の受講が途中となって未修了となった方
(株式会社ジオスの対象訓練の総受講回数の8割未満の出席となっている方)

(※) 「教育訓練修了証明書」とは、対象訓練の修了を指定教育訓練実施者(この場合は株式会社ジオス)が証明する書類

2. 取扱いは以下のとおりです。

1の①の方



破産者株式会社ジオス破産管財人から「教育訓練修了証明書」が別途交付されます。
(⇒ 証明書が届いてから速やかに(1か月以内)に教育訓練給付金を申請してください。)

1の②の方



株式会社ジー・エデュケーションが継承するジオスクールにおいて教育訓練の修了試験を行い、修了認定を行います。

1の③の方



希望する方は、上記②により修了認定を行います。
修了認定を希望しない方は次の「3」のとおりです。

1の④の方



次の「3」のとおりです。

※ ②～④の方は、教育訓練が修了した日の翌日から1か月以内に教育訓練給付を申請してください。

3. 未修了の方について

株式会社ジオスの破産により、対象訓練の受講が受講途中となって未修了となった方（上記「1の③」及び「1の④」の方）については、株式会社ジー・エデュケーションが継承するジオスクールにおいて「対象訓練と同等の教育訓練」を引き続き受講し、修了した場合には、教育訓練給付金の対象となり得ます。

（株式会社ジー・エデュケーションが継承するジオスクールにおいて実施する「対象訓練と同等の教育訓練」については「別紙」参照）

4. 教育訓練給付金の額

『株式会社ジオスの対象訓練を受講するために支払った額』と、
『株式会社ジー・エデュケーションが継承するジオスクールにおいて「対象訓練と同等の教育訓練」を受講するために支払った額』

の合計額に、教育訓練給付金の支給率（20%）を乗じた額（上限10万円）になります。

※ ただし、教育訓練給付金の支給については「株式会社ジオスの対象訓練の受講開始日」を基準といたします。（当該受講開始日から1年間分の教育訓練経費をもとに支給します。）

5. 教育訓練給付金の申請に必要な書類

（必要な書類）	教育訓練 修了証明書	受講状況 証明書	教育訓練経費 に係る証明書 （領収書等）	クレジット契約 証明書
「1の①」の方	○ （破産者ジオ破産管財人が発行）	○ （破産者ジオ破産管財人が発行）	○ （株）ジオスでの受講分	※クレジット契約者のみ ○ （株）ジオスでの受講分
「1の②」の方 （株）ジー・エデュケーションで修了試験を受ける方	○ （株）ジー・エデュケーションが発行	○ （破産者ジオ破産管財人が発行）	○ （株）ジオスでの受講分 <small>（株）ジー・エデュケーションの修了試験に費用がかかった場合は、当該費用に係る領収書等も合わせて必要です。</small>	※クレジット契約者のみ ○ （株）ジオスでの受講分
「1の③」の方 「1の④」の方 （株）ジー・エデュケーションで引き続き受講する方	○ （株）ジー・エデュケーションが発行	○ （株）ジオスでの受講分について、ジオ破産管財人が発行	○ （「（株）ジオスでの受講分」（本年4月20日までの分）及び「継承後のジオスクールでの受講分」が必要。）	※クレジット契約者の方 ○ （「（株）ジオスでの受講分」は破産者ジオ破産管財人、「継承後のジオスクールでの受講分」は（株）ジー・エデュケーションで発行）

詳しくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。※ 本年4月20日までの（株）ジオスにおける受講状況等についてのご照会や、（株）ジー・エデュケーションにおける受講等については「教育訓練対象講座に関するお問い合わせ先（03-5468-6594 または kyuhu@geos.co.jp）」までお尋ねください。なお問合せ受付は5月6日からです。